

# 撰津国島下郡野々宮村西岡家文書目録

糸川 風太

解題 西岡家文書について -17 世紀中期を中心に

## 1. はじめに

西岡家文書（茨木市立文化財資料館所蔵）は相給村（後述）であった撰津国嶋下郡野々宮村（現茨木市野々宮）で村役人等を務めた西岡家が所蔵していた総点数 308 点の文書群である。

野々宮村については、既に野々宮村文書（茨木市立文化財資料館所蔵）、神戸女子大学所蔵野々宮村文書（神戸女子大学所蔵）が存在し、それらと合わせて検討することで、同村の概況が相当程度詳らかにできる。さらに今回紹介する西岡家文書は、同家が近世前期より庄屋を勤め、村内に高 30 石以上を持つ最上層であったこともあり（註 1）、地方文書としては珍しく 17 世紀段階の史料も散見される。そのため今回は主に、従来あまり知られていなかった 17 世紀中期の相給村について、同史料群を用いながら、その特質をみていきたい。

## 2. 野々宮村の地理的状況について

近世の野々宮村は、村内を南北に流れる安威川と東西に流れる玉川との合流点に位置している。また当時の村民の言葉を借りるなら、同村は「低地」で、撰津・河内国における「無双」の「水場」であったという（註 2）。実際に同村は、度々洪水に悩まされ、日常的にも生活排水等の「悪水」処理や、堤防や樋の維持管理等を周辺地域の村々と利害調整を行う必要があった。当然そこから地域間の対立も発生するわけであるが、西岡家文書が水利関係の史料を多く含むのも、このような対立から起こりうる訴訟に備えたものであったと考えられる。

当時の人々が自分たちの記録を後世に残す要因は様々であるが、それがどのようなかたちで残るかを探ることは、彼らがどのような地域に生き、何を問題としていたのかを考える上で重要な道標となるのである。

村民の居住地は字「垣内」という地域に限られ、その他は耕作地である。垣内の中心に安楽寺とい

う寺院があり、村役人の寄合の場として機能していた。また北部には天神社が存在し、両寺社は現在もその地に姿をとどめている。

## 3. 野々宮村の支配関係

近世において、百姓は特定の村に属し、その村を一人の領主が支配することが知られているが、野々宮村はそれに当てはまらない。例えば撰津国では、薩摩国一国を島津氏という一大名が支配する形態と異なり、隣同士の村であっても別の領主が支配するというように、所領が入り乱れ、さらに同じ村内でも、それが展開する場合がある。つまり同じ野々宮村の土地であっても、村内の a という土地は A 氏が、b という土地は B 氏が所有し、勿論村民もそれぞれ別々の領主に分割されて支配される。このような村のことを「相給村」という。但し、大規模な土木工事等を実施する際には、このような領主の分割支配地（以下「〇〇領」と表記する）を越えて人員を動員しなければならないため、江戸幕府の機関が担当することになる。畿内では大坂町奉行や京都町奉行等がそれにあたり、野々宮村でも同機関とのやりとりが多くみられる。つまり同村は個別領主と幕府の支配を同時にうけていたのである。

さて西岡家文書には最も古いもので寛永期（1623～1644 年）の記録がみられる。当該期、野々宮村は大名板倉氏、大名長谷川氏（後に兄弟分知のため旗本になる）、旗本石河氏、旗本越智氏の 4 領主の支配をうける相給村であった（茨木市史編さん委員会 2016）。所領高は幕府が元和 3 年（1617 年）頃、全国の石高を書き記したとされる「撰津一国高御改帳并領主村名附」によると、野々宮村内板倉領 165.68 石、長谷川領 151 石、石河領 124 石、越智領 85.5 石である（茨木市史編さん委員会 2016）。

西岡家（本家）が居住する地域は、寛永 11 年（1634 年）の年貢免状（註 3）によると、京都所司代の大名板倉重宗の所領であったことが判明し、同家はその所領内の庄屋層であった。そして承応 3 年（1654 年）に、板倉が野々宮村の土地

開発（後述）を命じた記録（註4）から、この時期までは板倉領であったといえよう。

野々宮村の板倉領は遅くとも明暦3年(1657年)には幕府領（註5）となり、幕府代官小堀仁右衛門（正春）の、万治元年（1658年）～3年の間は幕府代官彦坂平九郎（吉成）の支配を受けていたことが西岡家文書から分かる（註6）。この時期には幕府領特有の租税である「六尺給米」が課せられている（註7）。

その後寛文2年（1662年）、幕府は多田銀山周辺地域を領していた高槻藩永井氏の土地を収公する代わりに、摂津国島下郡の幕府領を同氏に与えた（註8）。これにより野々宮村幕府領は高槻藩領となり、以後幕末まで永井、長谷川、石河、越智の4領主の支配が続く（註9）。

なお野々宮村内では、同じ小字であっても田畑一筆ごとに違う領主の所領が存在し、空間的にそれらが分割されていたわけではない（註10）。

#### 4. 野々宮村の年貢・諸役負担

西岡家文書には開発以前の年貢免状が数点残されており（註11）、それらを分析すると、板倉領は総高157,211石で計上され、先述の「摂津一国高御改帳并領主村名附」の数値とは異なる。つまり幕府が把握している高と領主板倉氏が把握している高には違いがあったのである。本年貢については、堤敷地による永荒や当荒高を総高から差し引いて毛付高が設定され、また日損や腐高も考慮された上で最終的な納米が決定される。毛付高の内の納米の比率から年貢率を算出すると、1634～43年は50%後半～60%前半となるが、1645～9年の間は70%前後の高率となっている。

残念ながら、17世紀後半から18世紀の免状は残存していないため、幕府領時代の動向については不明であるが、野々宮村文書・神戸女子大学所蔵野々宮村文書に19世紀高槻藩領時代の免状が一部残っており、それによると年貢率50%程度で推移している（註12）。数値をみれば、板倉領時代よりも年貢負担は減少したかのように見えるが、近世後期は村の人口減少やそれに伴う地主層の他領地の土地集積が展開するから、村民一人辺りの負担の増減を年貢率の数値で単純比較することはできない。

次に、他3領の年貢率を検討しておこう。慶応

期（1865～1867年）に作成された「村高家別書上帳」によれば、石河領については、年貢率58%である。ただし、他領からの出作人については66%で設定されており、これは他3領にはみられない形態である。越智領については年貢率69%である。長谷川領については年貢率72%でこれは同時期の4領内で最も高率である（註13）。

前節で述べたように、野々宮村内の各所領は空間的に分断されていないから、地味に差異があるわけではない。それにも関わらず、各所領内の年貢率は全て異なっているのであり、ここに相給村の特徴の一つがあらわれているといえよう。

さて、板倉領分に目を戻すと、同領民は本年貢の他、小物成と呼ばれる米以外の負担が課せられていた。低湿地であることもあり、葎（よし）はその代表である。

#### 【史料1】（註14）

預り申葎数之事

一 老万三千八百拾三地

内

五千四百地 上葎

三千六百地 中葎

三千五百拾三地 下葎

千三百地 ぐす

以上

右是ハ子正月御苜被成候野々宮村葎、三嶋江柱本ニ積、慥ニ預り置申候、何時成共御用次第、御手形を以拂上可申候、以上

寛永拾三年子正月晦日

野々宮村庄や 五郎右衛門

(他6名略)

中田十兵衛殿

酒井太左衛門殿

寛永13年（1636年）に板倉家臣の中田、酒井に宛てた手形によると、野々宮村内の葎年貢は同じ板倉領である三嶋江村・柱本村に積み置き、領主の必要に応じて処理していたことが分かる。

その他、板倉領内では糠（ぬか）・藁（わら）・縄も課せられており、これも必要に応じて数量が決められていた。

#### 【史料2】（註15）

辰歳糠藁縄割符之事

一 ぬか 七俵 但壹俵ニ付五斗入

一 わら 貳拾三丸 但壹丸ニ付五尺廻り

一 勝わら 拾八把  
一 なわ 二束七把 但壹把ニ付五拾尋宛  
内五把 ふとなわ  
右之通如例年之相届、林六郎右衛門鈴木甚五兵衛  
ニ相渡し可申候、以上  
承応元年  
辰極月二日 清水小右衛門 (印)  
(他 3 名略)

野々宮村  
庄屋 百姓中

右之ぬかハ無用ニ方金ニ而可申遣者也  
これも西岡家文書に残る承応元年 (1652 年)  
の板倉家臣の書状であるが、この時糠は不要であ  
ったようで、現金にて貢納を指示している。

【史料 3】(註 16)

請取申糠藁勝わら代銀之事  
銀合三拾五匁六分二厘慥ニ請取相済申候、後日  
一札如件、以上  
承應三年  
午ノ十二月二日 鮎川  
藤右衛門(印)

野々宮村  
太良兵衛殿

承応 3 年 (1654 年) の書状によれば、野々宮  
村側が現物の糠や藁を調達できなかったのか、同  
じく板倉領である他村の鮎川村との銀のやりとり  
が確認できる。

以上、本年貢以外の負担については、領主の要  
望に応じた対応が求められ、近世前期から野々宮  
村板倉領分では同所領の他村との関係の中で、そ  
れを処理していたことが分かる。このことは所領  
を紐帯とした地域のネットワークが近世前期、既  
に存在していたことをうかがわせるのである。

5. 野々宮村の土地開発

先に述べたように、野々宮村は承応 3 年 (1654  
年)、板倉重宗の命により土地開発がなされてい  
る。この時の状況が記された史料を次に示す。

【史料 4】(註 17)

摂州嶋下之郡野々宮村  
一 高五百九拾八石壹斗八升  
内  
一 高六斗 川ばた堤ノ外ニ御座候  
一 高百貳拾五石壹斗八合八夕 川方東ノ分

右田地之中ニ開發御座候、是ハ七年巳前午ノ歳ニ  
板倉周防守様被仰付候御事

万治三年子ノ十一月十九日

御領彦坂平九郎殿御下百姓  
長谷川半之丞殿御下百姓  
石川蔵人殿御下百姓  
越知与三右衛門殿御下百姓

御奉行様

この万治 3 年 (1660 年) の記録によれば、安  
威川の東 125.1088 石、安威川か玉川かは不明で  
あるが「川ばた堤ノ外」0.6 石であったことが記  
されている。また板倉重宗の命ではあるが、野々  
宮村 4 領の百姓が開発の実際を連印にて記してい  
ることから、開発は村全体で実施されたようであ  
る。これは、畿内において所領を越えた広域支配  
権を有した板倉重宗であったからこそ、可能であ  
ったと推測できる (朝尾 1978)。

この開発は野々宮村内の地域編成を大きく変え  
る契機となった。すなわち、従来の村域である安  
威川西を「内野」、開発地である安威川東を「外野」  
とする新たな地域区分が生まれたのである。両地  
域は名寄帳でも別に記載されており (註 18)、村  
内の宅地や上質な耕作地は内野に集中しているの  
に対し、外野は宅地がみられず、耕作地も「下田」  
や「下畑」等が多くみられ、土地状態は良くない。  
実は前節で論じた高槻藩の年貢率についてである  
が、内野が 59%、外野が 41%と (註 19)、両地  
域で分けられ、後者が低率に設定されているので  
ある。

この開発により、野々宮村板倉領の総高は以  
前の 157.211 石から明暦 2 年 (1656 年) には  
237.68 石に増加し (註 20)、以降幕末まで大きな  
高の変動はない。また他 3 領については開発によ  
る高の増加はなく、近世全体を通じて同数値であ  
る (註 21)。つまり、先述の内野・外野の年貢率  
設定は板倉領を直接受け継いだ高槻藩だからこそ  
設定されたのであり、それを踏まえるならば相給  
村内の各領分は住民にとって大きな意味を持って  
いたといえよう。

ちなみに、総高や年貢率には反映されていない  
が、他 3 領も実際は外野地域の耕作地を一部含ん  
でおり (註 22)、石高の数値と実際の土地状況が  
合致するわけではないことがいえよう。表向きは  
あくまで、板倉領 (→幕府領→高槻藩領) に加増

された数値として計上されているのであり、住民はこのようなある種の「フィクション」的状況におかれながらも、それに基づいた年貢等諸負担を課されていたのである。

#### 6. 堤普請に伴う野々宮村全体事業

以上を踏まえて、ここでは一村全体に関わる堤防普請（工事）について分析を試みたい。明暦4年（1658年）、野々宮村内東野堤が洪水のため破損し、その普請のため村全体で負担割りを行った（註23）。史料は紙面の都合上、割愛するが、負担の基準は野々宮村内4領の各所領高であり、人足は100石に付1日30人ずつ、竹や俵等必要物資も石高に応じて各領の負担分が決定されるのである。興味深いのは、当該期幕府領分の負担基準石高の数値であり、これは「摂津一国高御改帳并領主村名附」の数値である165.68石で設定されているのである。前節でみたように、板倉領時代に外野地域の開発がなされ、石高は増加しているのであるが、ここには反映されていない。当然開発後の実質石高（237.68石）については他3領の百姓は知っているにもかかわらず（前掲【史料4】参照）、一村全体の事業では実態が伴わない数値を認めさせられている。

実はこの165.68石という数値は以後高槻藩領にかわっても負担基準値として維持され続け、ようやく237.68石が適用されるのは、18世紀末を待たねばならなかった（註24）。何故実態とはかけ離れた数値が100年以上機能し続けたのか。史料の制約があり、推測に留まるが、この地域周辺は豊臣秀吉が主導した太閤検地以来、領主を越えた広域的な検地は実施されておらず（茨木市史編さん委員会2016）、周辺村落と共有する数値が同時代のものでしかなかったことが考えられよう。

また天和2年（1682年）、隣村である島村と共同管理する樋普請を実施する際も165.68石で設定されているが、そこでは「公儀」つまり幕府の負担割であったと記されている（註25）。即ち、この数値を活用していたのは幕府であったことが考えられ、野々宮村高槻藩領分は年貢等所領内では領主が設定した高が、周辺の他領・村落との共同事業では幕府が設定した高がそれぞれ機能していた。まさに冒頭で述べたような両権力の支配が同時に展開していたのである。

#### 7. おわりに

以上、僅かな分析ではあるが、17世紀の相給村の特質について述べてきた。従来、相給村における各領分は住民にとって実質的意味は希薄で、それは単なる領主による年貢徴収の単位であり（註26）、住民にとってはそれらを越えた村全体の活動に意味があったとみられていた節がある（川村・海保1971等）が、今回明らかにしたように、同所領内の村々とのネットワーク、村全体事業における石高を通じた所領という枠組みの媒介は、各所領が住民の生活に大きな意味を与えていたことを裏付ける。確かに所領は空間的に分断されず、実際の地域的な差異は存在しないが、それが年貢率の差異や普請負担の基準値に具現化し、住民の前に現出している事実は、住民にとっての「所領」とは何かを考える上で、重要なヒントになると考える。

さて従来のような見方がされてきた要因の一つは、相給村の史料が、特に17世紀段階のものは僅少で、その実態的分析が十分ではなかったことによると思われる。今回僅かながら紹介した西岡家文書の一部は、そのような意味からも大変貴重な史料群であり、今後周辺史料とも比較しながら、さらなる実態分析が進展することが期待される。

#### 註

- 1) 野々宮村文書078-2「摂州太田郡野々宮村分帳」による。これは明暦2年（1656年）段階の状況を示す検地帳である。
- 2) 西岡家文書No.132「乍恐返答」。
- 3) 西岡家文書No.249「戌歳野々宮村免相定之事」。
- 4) 西岡家文書No.67「摂州嶋下之郡野々宮村」。
- 5) 西岡家文書No.48「摂州太田郡野々宮村西皆済状一札」は明暦3年（1657）に幕府代官小堀に宛てた野々宮村幕府領の年貢皆済状である。
- 6) 前掲註（4）西岡家文書No.67。
- 7) 西岡家文書No.14「預り申江戸御六尺給米之事」。
- 8) 「三嶋定基郡秘録」（『高槻市史 第四卷（二）』、1979年）。
- 9) 木村礎校訂『旧高旧領取調帳 近畿編』（近藤出版社、1975年）は明治元年（1868年）段階の所領記録である。
- 10) 西岡家文書No.262、263、266「安威川并玉川筋川

廣ヶ川床堤敷田地請取帳」は元禄13年(1700年)の安威川広げ工事によって発生する潰れ田畑の替地を定めた記録であるが、それによると、他領間の土地のやりとりを野々宮村の同字内で処理する事例がみられ、耕作地の入り組み状況がうかがえる。

- 11) 西岡家文書各年免状。
- 12) 野々宮村文書、神戸女子大学所蔵野々宮村文書各年免状。
- 13) 西岡家文書 No. 137 「村高家別書上帳」。
- 14) 西岡家文書 No. 58 「預り申葭敷之事」。
- 15) 西岡家文書 No. 25 「辰歳糠藁縄割符之事」。
- 16) 西岡家文書 No. 21 「請取申糠藁勝わら代銀之事」。
- 17) 前掲註(4) 西岡家文書 No. 67。
- 18) 野々宮村文書 078-1 「摂州嶋下郡野々宮村名寄帳」。
- 19) 前掲註(13) 西岡家文書 No. 137。
- 20) 前掲註(1) 野々宮村文書 078-2。
- 21) 前掲註(9) 『旧高旧領取調帳 近畿編』。
- 22) 前掲註(10) 西岡家文書 No. 262、263、266。
- 23) 西岡家文書 No. 52 「野々宮村立合堤切普請之事」。
- 24) 神戸女子大学所蔵野々宮村文書 113-217 「御立會用水樋皆造工御普請仕様帳」によれば、天明6年(1786年)段階で古高が活用されている。島区有文書(茨木市文化財資料館所蔵) 020-734-1 「嶋村野々宮村立會悪水伏越樋仕様帳」によれば、寛政7年(1795年)にようやく外野高を含めた新高が基準値となっていたことが判明する。
- 25) 島区有文書 020-00925 「摂州嶋下郡嶋村戌春伏替并戸前繕樋目論見帳」。
- 26) 北島 1964、この点を批判したのが、白川部達夫氏であり、相給村落内の各領分における領主支配が整合的かつ貫徹化されていたことを論じた(白川部 1986)。ただしこれは領主側の視点を中心であるため、本論では主に住民側からの分析を試みた。

#### 参考文献(五十音順)

- 朝尾直弘 1978 『近世封建社会の基礎構造 畿内における幕藩体制』 御茶の水書房
- 茨木市史編さん委員会 2016 『新修茨木市史 第二巻通史Ⅱ』
- 川村優・海保四郎 1971 「旗本領の性格」 『九十九里史学』 1
- 北島正元 1964 『江戸幕府の権力構造』 岩波書店
- 白川部達夫 1986 「旗本相給知行論」 関東近世史研究会編 『旗本知行と村落』 文献出版

#### 凡例

- ・表題 原表題を尊重し、原表題の無いものは( )で内容表題を補った。端裏書や破損状態については〈 〉で表記した。
- ・年代・西暦 文書に記載されている和暦を記し、西暦を補った。年代の無いものは推定年代を( )で補った。
- ・干支・月・日 文書に記載されている干支・月・日を記した。
- ・作成 文書の作成者を入力し、2名以上の場合、他○名と記した。
- ・受取 文書の受取者を入力し、2名以上の場合、他○名と記した。
- ・形数 文書の形状・数量を記載した。

摂津国島下郡野々宮村西岡家文書目録

番号	表題	年代	西暦	干支	月	日	作成	受取	形数
1	酒道具買入控帳	安政2	1855	卯		10	西岡氏		横1
2	酒蔵普請并諸事入用覚帳	安政3	1856	丙辰		9	西岡太郎兵衛		横1
3	酒造萬覚帳	慶応1	1865	乙丑		10	松屋■(店カ)		横1
4	酒造萬覚帳	慶応2	1866	丙寅		11	松屋店		横1
5	(袋 表面「式■両貸地越石書類入島下郡野々宮村」(紐付 No.6~93袋一括 裏面「検地関連書入」)	(近世)							袋1
6	借用申銀子之事(中央部破損)	元禄9	1696	子		12	野々宮村借り主喜兵衛(印)他1名	太郎兵衛	状1
7	借用申銀子之事	元禄7	1694	戌		12	20 野々宮村借り主利兵衛(印)他2名	太郎兵衛	状1
8	永代売渡シ申屋敷并田畑之事	元禄2	1689	巳		12	5 売主市兵衛他3名	太郎兵衛	状1
9	売申たね之事	(近世)		寅		6	11 八丁四郎兵衛印他1名	野々宮村太郎兵衛	状1
10	買申大田御蔵米之事	(近世)		卯		1	10 野々宮酒屋喜右衛門他1名	野々宮村太郎兵衛他1名	状1
11	永代売渡シ申田畑之事	貞享2	1685	丑		12	20 野々宮村売主平左衛門他2名	太郎兵衛	状1
12	永代売渡シ申田畑之事	延享3	1675	丑		12	12 野々■(々宮カ)村売主七兵衛(印)他4名	太郎兵衛	状1
13	永代売渡シ申田畑之事(No.12と同内容)	延享3	1675	卯		12	12 野々宮村売主七兵衛(印)他4名	太郎兵衛	状1
14	預り申江戸御六尺給米之事	万治2	1659	亥		1	野々宮村庄屋太郎兵衛	彦坂平九郎	状1
15	御蔵入野々宮村東野堤切ノ覚	明暦4	1658	戌		8	9 野々宮村庄や太郎兵衛(印)		状1
16	預り申戌ノ御口米之事(端裏書「野々宮村」)	万治1	1658	戌	閏12	6	9 のノ宮村庄や太郎兵衛(印)他1名	彦坂平九郎	状1
17	請取申扶持米之事	(近世)		戌		10	14 三村喜太夫(印)他3名	野々宮村庄や太郎兵衛	状1
18	請取申銀子之事(江戸廻り米の欠代)	明暦4	1658	戌		3	21 五百住村善兵衛印他1名	野々宮村ノ太郎兵衛	状1
19	野々宮村入樋出シ樋継たし覚(後欠 No.20が後半部カ)	(近世)							状1
20	(覚 出樋造成につき)〈前欠、No.19が前半部カ〉	明暦4	1658	戌		2	晦 野々宮村庄屋太郎兵衛	大塚七兵衛	状1
21	請取申糠藁勝ち代銀之事	承応3	1654	午		12	2 鮎川藤右衛門(印)	野々宮村太良兵衛	状1
22	請取申之(下部破損)	承応3	1654	午		11	18 甲上助( )他1名	野々宮村庄屋、百姓( )	状1
23	拂覚(江戸廻り、大坂西丸詰、大坂玉造詰米等につき)〈後欠〉	(近世)							状1
24	巳歳糠藁割符之事	承応2	1653	巳		12	3 清水小右衛門無印他3名	野々宮村庄屋、百姓中	状1
25	辰歳糠藁割符之事	承応1	1652	辰		12	2 清水小右衛門(印)他3名	野々宮村庄屋、百姓中	状1
26	卯歳糠藁割符之事	慶安4	1651	卯		11	2 清水小右衛門(印)他3名	野々宮村庄屋、百姓中	状1
27	摂州野々宮村未進(西年なわ一部不足につき)	(近世)		丑		7	29 林角右衛門(印)他1名	野々宮村庄屋、百姓中	状1
28	一札(田地耕作、米取り分出入につき)	慶安2	1649	丑		5	8 太郎兵衛印他4名	惣右衛門他1名	状1
29	覚(延引代等算用につき)〈下部破損〉	元禄14	1701	巳		6	13 安[ ]彦[ ]	ののみや太郎兵衛	状1
30	質物二差入預り申銀子之事(継外れ)	文化2	1805	丑		12	8 畑主野々宮村弥助(印)	同村政八他1名	状1
31	覚(日別銀受取算用につき)〈中央部破損〉	(近世)		卯		4	5 錢屋甚兵衛(印)	野々宮村太郎兵衛他1名	状1
32	(触状 凶作の際は、余剰分他村の飢人に施し、日々の食物などは質素を心掛ける旨触状)〈前欠〉	(近世)		子		12			状1
33	(覚 喜右衛門身体倒れにつき、符印勒定)	宝永4	1707	亥		7	4 喜右衛門二負遣(カ)方中印		状1
34	一札(野々宮村嶋村井開引下げの出入につき、取替証文)〈継外れ〉	明和6	1769	丑		2			状1
35	(断簡 仏教手習い(開運カ))	(近世)							断簡1
36	乍恐口上(番人取り締まり方につき)	天明4	1784	辰		7	7 鳥飼五組		状1
37	乍恐口上書奉指上候(沢良直村新規井路つくり中止願いにつき)〈端裏書「摂州嶋下郡沢良直村庄屋年寄カたへ」〉	享保1	1716	申		12	18 真砂村庄屋十兵衛他6名	御奉行	状1
38	(書上「法名釋尼妙圓」)	享和3	1803	亥		9	5 釋乘玄印		状1
39	売渡申本物返し田畑之事(継外れ)	正徳5	1715	未		12	15 野々宮村売主伊右衛門(印)他4名	太郎兵衛	状1
40	永代売渡シ申田畑之事	寛文10	1670	戌		12	6 野々宮村売主七郎兵衛(印)他3名	野々宮村太郎兵衛	状1
41	譲り渡申田畑之事(裏書「表書之畝高相違無之候以上 庄屋茂三右衛門(印)」)	安永6	1777	酉		11	8 譲り主吉志部良太郎(印)他1名	業屋重助	状1
42	譲り渡申田畑之事(裏書「表書之畝高御検地帳面之通相違無之候以上 庄屋茂三右衛門(印)端裏貼紙「伊[ ]外れ」)	安永4	1775	未	閏12	17	譲り主佐保屋伊右衛門(印)他1名	業屋重助	状1
43	永代売渡シ申田畑之事	寛文9	1669	酉		12	3 野々宮村売主九右衛門(印)他4名	野々宮村太兵衛	状1
44	譲り渡申田畑之事(裏書「表書之畝高御検地帳面之通相違無之候以上 庄屋茂三右衛門(印)端裏貼紙「字高樋田地譲り福井重次郎」)	安永6	1777	酉		12	譲り主福井村重次郎(印)他1名	業屋重助	状1
45	養子送證書(養子名切り取り)	安永7	1778	戌		5	両替町夷川上ル所唐物屋寛藏(印)	太郎兵衛伴西岡政八	状1
46	差入申一札之事(相続請講につき)〈継外れ〉	文化10	1813	酉		6	野々宮村世話方請負人三郎兵衛(印)他4名		状1
47	乍恐御訴訟(他領出身で野々宮村に出作の者、高掛り銀滞りにつき)〈端裏書「上」〉	寛政3	1791	亥		3	永井日向守殿領分摂州嶋下郡野々宮村庄屋代年寄政八(印)他2名	御奉行	状1
48	摂州太田郡野々宮村酉皆済状一札	明暦3	1657	酉		12	21 庄屋太郎兵衛他3名	小堀仁右衛門	状1
49	(覚 堤普請の土取りにつき)	(近世)				8	25 野々宮村庄屋五郎兵衛他1名	上村庄屋治右衛門、御年寄中	状1
50	丑歳野々宮村免相定事	慶安2	1649	丑		11	19 周防(印)		状1
51	戌歳野々宮村免相定事	正保3	1646	戌		11	3 周防(印)		状1
52	野々宮村立合堤切普請之事(継外れ)	明暦4	1658	戌		8	6 御蔵入庄屋太郎兵衛(印)他3名	野々宮村庄屋、年寄、百姓	状1
53	仕渡申一札之事(井路造営につき、その利用取り決め)	(近世)					目垣村庄屋、年寄、百姓		状1
54	一札(大塚村権七野々宮村へ引越しにつき、宗旨帳加え願い)〈継外れ〉	寛政2	1790	戌		2	大塚村庄屋与助(印)	野々宮村年寄中	状1
55	一札(野々宮村引請の屋敷・町方の下戻預かりにつき)	寛政8	1796	辰		4	別所村庄屋治左衛門印他1名	野々宮村政八	状1
56	誤り申一札之事(惣七家内、儀左衛門に無失をかけたことにより謝罪につき)	文化11	1814	戌		8	10 野々宮村本人安兵衛代人他5名	同村太郎左衛門他1名	状1
57	預り申銀数之事	寛永13	1636	子		1	31 野々宮村庄や五郎右衛門他6名	中田十兵衛他1名	状1
58	預り申銀子之事	元禄12	1699	卯		12	25 野々宮村売主次右衛門(印)他4名	同村太郎兵衛	状1
59	御蔵入野々宮村東野堤切ノ覚	明暦4	1658	戌		8	6 野々宮村庄屋太郎兵衛、たれ		状1

摂津国島下郡野々宮村西岡家文書目録

番号	表題	年代	西暦	干支	月	日	作成	受取	形数	
60	丑歳野々宮村御年貢米請取事	慶安2	1649	丑		11	12	日高又左衛門(印)他1名	状1	
61	一札之事(娘るい養子に差し出すことにつき)	宝暦4	1754	巳		12	京油小路通四条下ル町実父近江屋太郎兵衛(印)	摂津嶋下郡野々宮村西岡太郎兵衛	状1	
62	永代相渡シ申田地之事	延宝5	1677	巳	閏	12	21	野々宮村売主平左衛門(印)他6名	状1	
63	指上ヶ申一札(荒地は板倉周防守の証文通りで、以降も新開地等無い旨、申し上げにつき)	明暦3	1657	酉		9	24	野々宮村庄屋太郎兵衛他2名	状1	
64	野々宮村樋井杭木之覚	明暦4	1658	戌		1	24	庄屋太郎兵衛他2名	状1	
65	御領分百姓共江(新たに高槻藩預り所となる村々と以前からの高槻藩領内村々との関係につき、その心構えに関する触)	文化7カ	1810	戌		9	庄屋印、年寄印、惣百姓印	大塚七兵衛 御奉行	状1	
66	乍恐言上仕候(鳥養七郷の裏川普請の際、玉川筋の土砂を利用しようとしたところ、野々宮村に妨害されたため、訴訟)(継外れ)	万治3	1660	子		7	5	鳥養上之村庄や庄左衛門他8名	御奉行	状1
67	摂津嶋下之郡野々宮村(新田開発高書上げにつき)	万治3	1660	子		11	19	御領彦平九郎御下百姓他3名	御奉行	状1
68	子歳野々宮村免相定之事	慶安1	1648	子		11	15	周防(印)	状1	
69	覚(惣作、主無田畑高書上げにつき)(継外れ)	(近世)							状1	
70	十一村領字横手堤切所二付両村領内江水入込悪水樋吐兼候二付字一ツ屋向堤態と切御普請御入用仕様帳(作成は奥書より採録、表紙「野々宮村」)	文化8	1811	未		11		野々宮村百姓代為右衛門(印)他2名	御役所	
71	田畑宅地反別地價取調帳(作成は奥書より採録、表紙「第八大区三小区野々宮郷」)	明治10	1877	丑		10		右村伍長福谷善三郎(印)他3名	同区會議所	
72	(袋 貯金事務書類一括)	明治23	1890			9		西岡重貞	袋1	
73	明治三十一年略本暦(大正三年分まで8冊合綴一括)	明治30	1897			10	20	神部署	合綴8	
74	反古中二有之参考書類袋(No.75~93袋一括「自前用書 地押二付村塚之儀之書類 用水起業料係ル書類」抹消)	明治45	1912			7	22		袋1	
75	委嘱者奨励手続(罫紙)	(近代)							綴1	
76	一札之事(新規井路堀立につき)(罫紙綴り4枚一括、近代に写したものか)	天保7	1836	申		3		永井飛騨守殿領分摂津島下郡唐崎村庄屋周助他16名	綴1	
77	(覚 悪水路測量人足の下宿先につき、取り決め)(罫紙 柱書「大阪府島下郡役所」)	明治20	1887			10	7	島下郡役所土木課	綴1	
78	仕渡申證文之事(悪水抜樋普請並びに安威川筋の井開利用規定)(罫紙 近代に写したものか)	元禄13	1700	辰		6		番田組、三ヶ牧組、鳥飼組村々庄屋年寄連署名前略之	綴1	
79	堤防使用御願(罫紙)	明治20	1887			9		島下郡野々宮村願人総代西岡太郎兵衛(印)他3名	綴1	
80	差上申済口證文之事(津之邊堤新規高直し出入和談につき)(罫紙 近代に写したものか)	天保4	1833	巳		6	5	長谷川利十郎御知行所摂津島下郡十一村庄屋彦平印他24名	綴1	
81	差入申一札(番田組領の敷地、今般官有地となることにつき)(罫紙)	(近代)						摂津国島下郡富田組村々総代連印	状1	
82	明治八年旧高取調雛形(罫紙)	明治8	1875						綴1	
83	小作償取調書(罫紙 他大阪府知事建野郷三より帳簿様式定の記述あり)	明治18	1885			5	14	島上島下郡役所第三課	綴1	
84	勤第貳百壹号(小作償取調につき)(罫紙)	明治18	1885			5	14	島上島下郡役所第三課	綴1	
85	勤勉節儉貯蓄方法書(罫紙)	(近代)							綴1	
86	勤勉節儉貯蓄方法書(罫紙 綴外れ)	明治18	1885			9		島下郡野々宮村何某印	綴1	
87	御届書(茨木村に関する議事録につき)(罫紙)	明治13	1880			10	17	島下郡茨木郷戸長中村新三郎	綴1	
88	履歴(西岡仁之助履歴書)(罫紙)	明治24	1891			5		右西岡仁之助	綴1	
89	履歴(大池長三郎履歴書)(罫紙 No.89-1中性紙封筒一括)	明治22	1889			5		右大池長三郎	綴1	
89-1	差入申一札(番田組領の敷地、今般官有地となることにつき)(罫紙 No.81の手直し)	(近代)							状1	
90	地所売渡確証(罫紙 一銭印紙2枚貼付 他他所登記済証下附願の記載あり)	明治22	1889			2	12	大阪府島下郡野々宮村売渡主同村総代西岡太郎兵衛(印)他2名	綴1	
91	用水狭所出之訴(旱魃のため、島村村民野々宮村用水関を破壊につき)(罫紙)	明治19	1886			8	21	各村議員西岡善太郎(印)他6名	綴1	
92	乍恐御訴訟(嶋村野々宮村津ノ辺堤に新規の高直造営につき、訴訟)	文政13	1830	寅		12	15	真砂村弁次郎他5名	綴1	
93	済口證文心得方之覚(高直し取り扱い規定)(No.80、92と関連カ)	(近世)							綴1	
94	書出シ留帳(人別金銭受取算用)(No.94~117一括)	文久3	1863	亥		7		松屋與三郎	横半1	
95	書出シ留帳(人別金銭受取算用)	慶応2	1866	寅		7		野々宮松屋店	横半1	
96	為取替規定一札(新規提灯、提灯修復の負担割取決めにつき)	安政2	1855	卯		4		馬場村庄屋格兵衛(印)他15名	状1	
97	引合覚(淀藩収納米山方売附出入につき)(No.97-1中性紙封筒一括)	慶応3カ	1867	卯		6	1	石河株役人	綴1	
97-1	売端書之事(家具食器類売渡しにつき)	慶応1	1865	丑		12		野々宮村道具売主半次郎(印)他1名	状1	
98	(覚 流れてきた楠大木宝殿へ鎮座につき)	天明4	1784	辰		5	6	還宮沙門衛竜馬門	状1	
99	証(米買受入違約のため、返金渡し方につき)	明治17	1884			3	10	西岡太郎兵衛(印)	状1	
100	証(米買受入違約のため、返金渡し方につき)	明治17	1884			3	10	西岡太郎兵衛(印)	状1	
101	(領収書 「一豆腐寺丁九兵衛」)(「野々宮」印)	(近世)							状1	
102	(領収書 「一御着正月 落合米屋吉蔵 右此書附を以差上可申候以上」)(「野々宮」印)	(近世)							状1	
103	(領収書 「一御着正月 落合米屋吉造 右此手形を以差上可申候以上」)(「野々宮」印)	(近世)							状1	
104	(領収書 「一諸国 壱升 右御入用之節此印紙を以差上可申候」)	(近世)						野々宮村布屋太兵衛(印)	状1	
105	(領収書 「一諸国 壱升 右御入用之節此印紙を以差上可申候」)	(近世)						野々宮村布屋太兵衛(印)	状1	

摂津国島下郡野々宮村西岡家文書目録

番号	表題	年代	西暦	干支	月	日	作成	受取	形数
106	(領収書「一諸国 壱升 右御入用之節此印紙を以差上可申候」)	(近世)					野々宮村布屋太兵衛(印)		状1
107	(領収書「一諸国 壱升 右御入用之節此印紙を以差上可申候」)	(近世)		寅			野々宮村布屋太兵衛(印)		状1
108	(領収書「一諸国 壱升 右御入用之節此印紙を以差上可申候」)	(近世)		寅			野々宮村布屋太兵衛(印)		状1
109	(領収書「一諸国 五合 右御入用之節此印紙を以差上可申候」)	(近世)					野々宮村布屋太兵衛		状1
110	(領収書「一諸国 壱升 右御入用之節此印紙を以差上可申候」)	(近世)					野々宮村布屋太兵衛(印)		状1
111	(領収書「一諸国 五合 右御入用之節此印紙を以差上可申候」)	(近世)					野々宮村布屋太兵衛(印)		状1
112	乍恐口上(庄屋半左衛門高入用算用不審の儀につき、歎願)〈表面に唐崎村普請人足費用の記載あり〉	明治1	1868	辰		11	野々宮村百姓共	御上	状1
113	乍恐奉歎願候(野々宮村の内、石河甲斐守知行株庄屋後見茂左衛門不正のため退役願につき)	慶応2	1866	寅		11 29	右(野々宮村)庄屋太郎兵衛他8名	御奉行	状1
114	一札(年貢滞納につき、家屋敷買物として銀借用のための奥印願)	天保14	1843	卯		12	野々宮村五郎兵衛(印)他2名	同村庄屋太郎兵衛他1名、年寄中	状1
115	(絵図 藤左衛門池、長右衛門池等測量図)	文化14	1817	丑		3 5			絵図1
116	(書上「字東條壁(カ)津の邊并字横手堤出入一件請書物写」)(No.80、92、93と関連カ)	文政13	1830	寅		9	野々宮村高槻領西岡太郎兵衛		状1
117	田地買物二差入銀子借用之事(他「請負申小作證文之事」一紙に記載)	文久2	1862	戌		11	摂州島下郡野々宮村銀子預り質物主太郎兵衛(印)	河州茨田郡出口村又兵衛	状1
118	歳中諸色覚帳	万延2	1861	酉		1	西岡太郎兵衛		横1
119	正遷宮御寄附帳	嘉永2	1849	酉		7	野々宮村		横1
120	役米見取米之帳	天保7	1836	申		11	野々宮村庄屋市太良		横1
121	御納所御寄附帳	天保12	1841	丑		11	野々宮村庄屋代太郎兵衛		横1
122	六ヶ村と嶋村へ差入申引合書并嶋村と奥書答之扣(野々宮村嶋村の修復堤につき出入)	文政13	1830	寅		10	野々宮村四ヶ領		横1
123	御免定引荒之帳(差出は奥書より採録、表紙に「野々宮村」)	文政6	1823	未		10	野々宮村庄屋半左衛門(印)他6名、松下金太夫(印)他6名	高槻御役所	縦1
124	乍恐以書付御願申上候(野々宮村堤切狼藉のため出入、それに関する入用銀野々宮村不払いにつき訴訟)〈他沢良宜濱村庄屋他四ヶ村庄屋年寄、同内容を「御奉行」へ訴訟記録あり、後世に野々宮村が写したもののカ〉	慶応1	1865	丑		10	田安殿御給知摂州島下郡内瀬村庄屋平兵衛他1名	高槻御役所	縦1
125	字宮之上御立會用水樋煩所防キ御普請仕様帳(作成、受取は奥書より採録、表紙「野々宮村扣」)	文化9	1812	申		3	野々宮村年寄吉左衛門他2名	御奉行	縦1
126	人数増減帳(作成、受取は奥書より採録、表紙に「野々宮村」)	天保13	1842	寅		5 28	野々宮村庄屋代太郎兵衛(印)他2名	栗田小左衛門他7名	縦1
127	人数増減帳(作成、受取は奥書より採録、表紙に「野々宮村」)	天保12	1841	丑			野々宮村庄屋代太郎兵衛(印)他2名	栗田小左衛門他8名	縦1
128	宗旨御改帳(作成、受取は奥書より採録、表紙に「野々宮村」)	安政3	1856	辰		6 27	野々宮村庄屋太郎兵衛(印)他5名	橋本文太夫他8名	縦1
129	宗旨御改帳(作成、受取は奥書より採録、表紙に「野々宮村」)	嘉永2	1849	酉		5 27	野々宮村庄屋太郎兵衛(印)他4名	橋本文太夫他7名	縦1
130	(留書 石河株持庄屋出入、酒造願い等)〈10月～12月〉	慶応2	1866	寅		10			縦1
131	(手習書「手習ハ坂に車をすことくゆたんをすれハあとにもどる鏡」)	元治2	1865	丑		1			縦1
132	乍恐返答(嶋村野々宮村修復堤の取り扱いにつき)〈No.122と関連カ〉	天保3	1832	辰		3 18	(嶋村)庄屋市三郎他6名	向々御地頭・御役人中	縦1
133	旅籠米帳(作成、受取は奥書より採録、表紙「野々宮村扣」)	嘉永2	1849	酉		12	野々宮村庄屋太郎兵衛	御奉行	縦1
134	旅籠米帳(作成、受取は奥書より採録、表紙「野々宮村扣」)	嘉永2	1849	酉		12	野々宮村庄屋太郎兵衛	御奉行	縦1
135	旅籠米帳(作成、受取は奥書より採録、表紙「野々宮村扣」)	文政1	1818	寅		12	野々宮村年寄吉左衛門他2名	御奉行	縦1
136	旅籠米帳(作成、受取は奥書より採録、表紙「野々宮村扣」)	文政2	1819	卯		12	野々宮村年寄吉左衛門他1名	御奉行	縦1
137	村高家別書上帳(作成、受取は奥書より採録、表紙「野々宮村扣」)	慶応1	1865	丑		5	(野々宮村)右村庄屋太郎兵衛他7名	中川亮平他1名	縦1
138	(検地帳)	明暦2カ	1656						縦1
139	やんれ節鈴木主水白糸口説(後欠)	(近世)					金石堂		和本1
140	(歌集「風流月並十月兼題點ヲ集三百余吟之内抜筆三拾章送座如例」)(吉崎連山願慶寺の鬼面、居多濱旧跡日の丸名号、高砂社相生松略縁起、難波保国社同盟帳緒言合綴)	(近代)					愚考 松筆園里鳩敬人(印)		横1
141	(歌集)〈作成は緒言より採録〉	明治16	1883			11	選者 遊真舎主人(印)		縦1
142	(諸国寺社縁起・謹誌)(吉崎連山願慶寺の鬼面、居多濱旧跡日の丸名号、高砂社相生松略縁起、難波保国社同盟帳緒言合綴)	(近代)							縦4
143	薩肥傳信録自七号至九号	明治10	1877			5	長崎県士族常井誠一郎		和本1
144	双嶋志俗豪傑卷之一(奥書に「西岡楠兵衛」が本の取り扱い指示を記載)	(近世)							和本1
145	(手習書「大極上醤油一升二付」)「せん返させなふ」)	(近世)							状2
146	(歌集「水江社月並發句百六拾余章之内高吟二拾五声逆例也」)	(近代)					竹之家春水(印)		縦1
147	(片仮名手習書「かたかか名」)	(近代)					にし岡さく		縦1
148	(歌集「納會風流之点ヲ抜筆三十聲逆座」)	(近代)					選者 月西舎芦江(印)		横1

撰津国島下郡野々宮村西岡家文書目録

番号	表題	年代	西暦	干支	月	日	作成	受取	形数
149	(歌集「風流玉吟寄る合抜筆二拾首悉墨中二記之」)	(近代)					選 紗森庵田月(印)		横1
150	(覚「きめうちやうらい行者」縁起につき)	(近世)							豎1
151	三十筆抜(歌集)	(近代)					本田漁人		豎1
152	愚巻(歌集)	(近代)					選者 判西入		豎1
153	巻(歌集)	(近代)					愚考 小出弥三郎		豎1
154	巻(歌集)	明治19	1886		4		愚考 小出簡の家主(印)		豎1
155	御同行歩合(歌集)	(近代)					書舎 中井松衛舎(印)		豎1
156	五拾章抜酬恩自督集(歌集)	(近代)					愚考 場先三郎兵衛		豎1
157	信者自督集抜五拾聲(歌集)	(近代)					選者 中井松衛舎(印)		豎1
158	自督道歩数百吟之内玉歩三十章逆座二調之事(歌集)	明治22	1889				中井松衛舎 時八十餘(印)		豎1
159	(包紙 大坂町奉行触、勅定書上等)(No.159~218包紙こより一括 No.159-1中性紙封筒一括年代は大坂町奉行触の記述より採録)	天保11	1840	子		11			包紙1
159-1	年賦預り申證文之事(銀子預りにつき)	文久3	1863	亥		1	鳥養上之村銀預り主孫七(印)	野々宮村與三郎	状1
160	請取申金子之事(酒造振舞料請取につき)	安政3	1856	辰		12	高槻御領分酒造家年行司庄所村虎二郎(印)他1名	野々宮村太郎兵衛	状1
161	年季奉公人請状之事	文久2	1862	戌		2	江州愛智郡河原村奉公人親治郎右衛門(印)他2名	撰津島下郡野々宮村西岡太郎兵衛	状1
162	約定一札(奉公人受け入れ願いにつき)(No.162-1巻込一括)	明治4	1871	未		8	野々宮村引受人定吉(印)他1名	野々宮村貞四郎	状1
162-1	覚(日別金支払につき)	(近代)							状1
163	借用申金子之事(No.163-1巻込一括 罰紙柱書「無印紙證書用紙 大阪府管下」)	明治6	1873	酉		11	京都府管下丹波国桑田郡第二區古世村借用主山本傳七(印)他1名	嶋下郡第三區野々宮村西岡太郎兵衛	状1
163-1	約定證券之事(娘こま奉公送りにつき)(罰紙柱書「無印紙證書用紙 大阪府管下」)	明治6	1873	酉		11	右親山本傳七(印)他2名	嶋下郡第三區野々宮村西岡太郎兵衛	状1
164	覚(金子受取につき)	安政5	1858	午		12	河井小十郎(印)他6名	野々宮村西岡太郎兵衛	状1
165	覚(頼母子落銀受け取りにつき)	慶応2	1866	寅		7	野々宮村元吾(印)	同村安樂寺世話方中	状1
166	預り申金子之事	慶応3	1867	卯		7	芥川村金預り主茂作(印)他1名	野々宮村太郎兵衛	状1
167	預り申銀子之事	慶応3	1867	卯		12	野々宮村銀子預り主平兵衛(印)	同村太郎兵衛	状1
168	預り一札之事(金子預りにつき)	安政5	1858	午		7	芥川村茂作(印)	野々宮村太郎兵衛	状1
169	預り申銀子之事(金子預りであり、表題ママとした)	慶応3	1867	卯		8	野々宮村金子預主小三郎	同村太郎兵衛	状1
170	借用申金子之事	明治6	1873	酉		2	嶋下郡野々宮村借主中村礪右衛門(印)他1名	同村西岡太郎兵衛	状1
171	覚(金子借用につき)	明治5	1872	申		6	鮎川村善右衛門(印)	野々宮村太郎兵衛	状1
172	預り申銀子之事	慶応4	1868	辰		1	野々宮村銀子預り主たるや治兵衛(印)	同村太郎兵衛	状1
173	預り申金子之事(No.173-1中性紙封筒一括、継足「約定一札」(利息払い方につき))	慶応4	1868	辰		9	金預り主野々宮村八左衛門(印)	水尾村幾多郎	状1
173-1	借用申銀子之事(「慶応二年」とあるが、干支が「丁卯」のため、慶応三年とした)	慶応3	1867	卯		7	八左衛門(印)	太郎兵衛	状1
174	預り申銀子之事	安政1	1854	寅		12	野々宮村銀預り主庄助(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
175	年賦證文之事(銀子借用につき)	嘉永2	1849	酉		7	野々宮村預り主仙右衛門(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
176	連印預り申銀子之事	文久1	1861	酉		7	野々宮村銀預り主長兵衛(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
177	預り申銀子之事	安政6	1859	未		7	野々宮村銀預主嘉右衛門(印)他2名	居村太郎兵衛	状1
178	預り申銀子之事	安政5	1858	午		7	野々宮村銀預り主喜右衛門(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
179	預り申銀子之事	安政3カ	1856	辰		11	当村銀預り主治兵衛(印)他2名	居村太郎兵衛	状1
180	預り申銀子之事	弘化4	1847	未		3	野々宮村銀預り主組頭八左衛門(印)他3名	同村太郎兵衛	状1
181	預り申金子之事	天保5	1834	丑		7	野々宮村金預り主三郎右衛門(印)他1名	同村太郎兵衛	状1
182	預り申銀子之事	慶応3	1867	卯		12	野々宮村銀子預り主保兵衛(印)	同村太郎兵衛	状1
183	預り申銀子之事	天保10	1839	亥		1	野々宮村預り主吉右衛門(印)他1名	同村伊兵衛	状1
184	預り申金子之事	慶応3	1867	卯		7	茨木村主原平兵衛(印)	野々宮村太郎兵衛	状1
185	覚(金子受け取りにつき)	(近世)				5	井上伊三郎	西岡太郎兵衛	状1
186	預り申銀子之事	文久1	1861	酉		12	十一村銀預り主重助(印)他1名	野々宮村太郎兵衛	状1
187	預り申銀子之事	嘉永4	1851	亥		12	野々宮村銀預り主三郎兵衛(印)他2名	右村太郎兵衛	状1
188	預り申銀子之事	嘉永6	1853	丑		12	野々宮村銀預り主甚三郎(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
189	預り申銀子之事	嘉永5	1852	子		12	野々宮村銀預り主嘉右衛門(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
190	預り申銀子之事	弘化3	1846	午		11	野々宮村銀預主半兵衛(印)他2名	居村太郎兵衛	状1
191	預り申銀子之事	元治1	1864	子		8	野々宮村銀預り主治兵衛(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
192	連印預り申銀子之事(端裏書「安樂寺頼母子證文半平入」)	嘉永1	1848	申		7	野々宮村銀預り主半平(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
193	連印預り申銀子之事	慶応3	1867	卯		8	25 馬場村銀子預り主次兵衛(印)他2名	野々宮村太郎兵衛	状1
194	連印預り申銀子之事	元治2	1865	丑		3	25 野々宮村銀預り主庄助(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
195	預り申銀子之事	文久1	1861	酉		7	野々宮村銀子預り主清兵衛(印)他3名	同村太郎兵衛	状1
196	年賦證文之事(銀子受け取りにつき)	嘉永2	1849	酉		7	野々宮村預り主猪作(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
197	年賦證文之事(銀子受け取りにつき)	弘化4	1847	未		12	野々宮村銀預り主重助(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
198	年賦證文之事(銀子受け取りにつき)	嘉永1	1848	申		12	野々宮村預り主平左衛門(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
199	年賦證文之事(銀子受け取りにつき)	嘉永3	1850	戌		7	野々宮村預り主久兵衛(印)他2名	同村太郎兵衛	状1

摂津国島下郡野々宮村西岡家文書目録

番号	表題	年代	西暦	干支	月	日	作成	受取	形数
200	預り申銀子之事(端裏貼紙「慶応三卯年来方頼母子證文 取主南ノ平兵衛」)	慶応3	1867	卯		11	野々宮村銀子預り主平兵衛(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
201	預り申銀子之事(端裏書「宮平頼母子」)	安政5	1858	午		3	野々宮村銀預り主実五郎(印)他2名	居村喜一郎	状1
202	預り申銀子之事	安政3	1856	辰		7	野々宮村銀預り主元吾(印)	同村太郎兵衛	状1
203	預り申銀子之事	慶応2	1866	寅		3	野々宮村銀預り主治郎兵衛(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
204	預り申銀子之事	慶応3	1867	卯		3	野々宮村銀子預り主勘兵衛(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
205	預り申銀子之事	慶応2	1866	寅		8	野々宮村銀預り主久右衛門(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
206	預り申銀子之事	慶応1	1865	丑		8	野々宮村銀預り主平兵衛(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
207	仮譲り證(田地売買につき)(一銭印紙貼付)	明治8	1875	亥		4	15 野々宮村田地譲り主辻久右衛門(印)	同村西岡太郎兵衛	状1
208	預り申候(金預りにつき)	元治1	1864	子		8	野々宮村預り主武兵衛(印)	同村太郎兵衛	状1
209	屋敷買物證文之事(継足に「屋敷下作證文之事」一銭印紙貼付)	明治6	1873	酉		12	25 野々宮村買主西嶋新左衛門(印)他1名	同村西岡太郎兵衛	状1
210	買物確證(田畑売買につき)(一銭印紙貼付)	明治8	1875	亥		1	30 嶋下郡第三區野々宮村買主中西基兵衛(印)他1名	同村西岡太郎兵衛	状1
211	譲り渡申田畑之事	安政1	1854	寅		12	野々宮村田畑譲り主善三郎(印)他1名	同村喜一郎	状1
212	書入申越石米之事(番田組土砂置場越石米質入につき)	安政1	1854	寅		12	野々宮村越石米書入主半兵衛(印)他2名	同村太郎兵衛	状1
213	田地買物二差入借用申銀子之事(継足に「小作請負申證文之事」)	嘉永7	1854	寅		11	野々宮村買物主実五郎(印)	同村太郎兵衛	状1
214	買物二差入借用申銀子之事	天保12	1841	丑	閏1		野々宮村買物主太兵衛(印)他1名	同村太郎兵衛	状1
215	田地書入證文之事	嘉永2	1849	酉		12	野々宮村田地書入主林助(印)他1名	同村太郎兵衛	状1
216	田地書入證文之事	弘化3	1846	午		7	野々宮村田地書入主定右衛門(印)他1名	同村太郎兵衛	状1
217	(絵図 西嶋新左衛門屋敷続地面譲りにつき、敷地図)	天保13	1842	寅		3			絵図1
218	(袋 「通入」)(No.218-1袋一括)	(近世)					野々宮村ひて	西岡御氏	袋1
218-1	相続講掛ヶ銀請取帳	文久1	1861	酉		11	野々宮村ひて	同村太郎兵衛	横1
219	(村境・河川絵図)(No.219~232紐一括)	(近世)							絵図1
220	鳥養野舊代地年貢差引勘定帳	明治12	1879				嶋下郡野々宮村所持人中		横1
221	裁決書(代地の所有権移譲に伴う越石米受け取りに関する訴訟につき)(罰紙)	明治17	1884			5	24 大阪控訴裁判所主任判事犬飼殿磨(印)他2名	同府下島下郡野々宮村用掛り西岡太郎兵衛外御役員中	綴1
222	差入申越石米確證文之事	明治13	1880	辰		1	大阪府下島下郡鳥飼上之村戸長井二伍長惣代印	同府下島下郡野々宮村用掛り西岡太郎兵衛外御役員中	綴1
223	為取替契約書(村境の取り決めにつき)(罰紙)	明治15	1882			5	4 島下郡鳥飼郷八丁村戸長今井太郎他9名	島上郡西面村戸長木村孫太郎他5名	綴1
224	一札(野々宮村外野につき、定杭高さ等約定)(罰紙 近代に写したものか)	文化3	1806	寅		4	野々宮村庄屋茂左衛門他2名	番田組、五位庄組、三ヶ牧、鳥養組、目垣村右村々庄屋年寄中	綴1
225	(留書 井路・樋に関する取り決め証文一括記録)(元禄~文化までの記録 罰紙 近代に写したものか)	元禄12	1699	卯		12			綴1
226	一札之事(安威川広げに伴う用水利用方につき)(罰紙 近代に写したものか)	延享3	1746	寅		3	番田五位両組拾五ヶ村庄屋連印他1名	野々宮村嶋村庄屋年寄中	綴1
227	差入申一札(野々宮村領地官有地となることに関する取り決め)(罰紙)	(近代)					摂津国島上郡番田組々地主惣代連印他1名		綴1
228	悪水井路分流定約証之事(罰紙)	明治15	1882	午		5	島上郡鳥飼郷八早邸戸長今井太郎他5名		綴1
229	越石議案(罰紙 割印「番田組」)	明治13	1880			11	島上郡乙村番田組十二ヶ村擔当人三善義則(印)他2名	各甲村役員御中	綴1
230	差入申越石米確證之事(罰紙)	明治11	1878	寅		9	大阪府下第九大區式小區番田組村々用掛り井二惣代印	同府下第八大區式小區野々宮村用掛り西岡太郎兵衛外御役員中	綴1
231	地價修正割賦方法上申(罰紙 野々宮村一筆別地価書上 減租配賦計算書合綴)	明治22	1889			10	18 地主総代奥田米三郎他2名	大阪府知事西村捨三	綴1
232	安威川廣玉川廣敷地割符并番田井路敷地帳(作成、受取は奥書より採録、表紙「野々宮村扣」)	宝永2	1705	酉		10	鳥飼西之村庄屋源右衛門他13名		豎1
233	(包紙「籠紙御祝」)(No.233-1~No.254包紙水引一括)	(近代)					西側安兵衛		包紙1
233-1	小作證文(作成・受取は奥書より採録、表紙「西岡伊兵衛」)	明治6	1873	酉		5	野々宮村小作人西岡伊兵衛(印)他4名	同村西岡太郎兵衛	豎1
234	約定書(井路故障のため分離につき)(罰紙)	明治16	1883			8	7 島下郡味舌下村議員惣代久富丞三郎実印他5名	鳥飼七ヶ村戸長御中	綴1
235	仮條約之事(新井路掘立に伴う旧井路の取り扱い規定につき)(罰紙)	明治10	1877			4	1 第八大區式小區二番組目垣村伍長井上弥三吉(印)他6名	同區三番組野々宮村戸長西岡太郎兵衛他6名	綴1
236	(覚 安威川筋堤切、岸崩のため杭入の杭数書上げにつき)	天保13	1842	寅		8	4 野々宮村庄屋年寄中		横1
237	差入約定證札之事(貢米金不調のため、所持品を引当につき)	明治6	1873			1	31 野々宮村本人福谷善三郎(印)他3名	同村正副戸長伍長御中	状1
238	借用申金子之事(罰紙 上部に「證券界紙」)	明治10	1877			3	25 第八大區式小區野々宮村借用主福谷善三郎他1名	同村戸長西岡太郎兵衛外伍長中	状1

摂津国島下郡野々宮村西岡家文書目録

番号	表題	年代	西暦	干支	月	日	作成	受取	形数
239	(封筒「本年三月太政官及大蔵省布告 地租條例第四條公共学校地郷村社地墳墓地用悪水路溜地堤防井溝及公衆ノ用ニ供スル道路ハ地租ヲ免ス 明治十七年五月 東條裏井路事件ニ付府廳へ出願節持参 野々宮村十一村惣絵図入」)(No.239-1~No.239-4封筒一括)	明治17	1884			5	大坂府	島下郡野々宮村戸長西岡太郎兵衛	封筒1
239-1	為取替確証文之事(野々宮村、十一村境界定めにつき)(罫紙)	明治17	1884			5	(野々宮村・十一村)両村連印		状1
239-2	條約確証之事(字東條の悪水樋の所属につき)(罫紙)	明治17	1884	申		5	嶋下(ママ)村議員戸長連判五人以上	全郡野々宮村戸長議員外	状1
239-3	御答書(字東條裏井路敷地の所属につき、野々宮村会議)(罫紙)	明治16	1883			10	(野々宮村)右村々會議員奥田豊次郎他4名	嶋上下郡長瀬憲徳	状1
239-4	堤防繪圖	明治8	1875	亥		9	第八大区三小区三番組野々宮村領戸長溝口左三郎(印)他1名		絵図1
240	小作受負約定証之事(罫紙)	明治13	1880			1	26 嶋下郡野々宮村伍長辻惣右衛門	全郡島飼上之村戸長竹内源十郎、田中要蔵外御役員中	綴1
241	小作受負約定証之事(一銭印紙貼付)	明治13	1880	辰		1	26 嶋下郡野々宮村伍長辻惣右衛門(印)他3名	上之村御用寺田吉次郎他6名	状1
242	差入申村界約定証之事(雛形)(No.242-1巻込一括、罫紙)	明治20	1887			4	島下郡真砂村議員全村全断(ママ)印	全郡野々宮村総代西岡太郎兵衛外議員御中	状1
242-1	(絵図 野々宮・真砂・十一村境図)	(近代)							絵図1
243	(年貢免定)(前欠 破損甚大)	寛永15	1638	寅		11	5 周防(印)		状1
244	未歳野々宮村免相定事	寛永20	1643	未		12	2 周防(印)		状1
245	午歳野々宮村免相定事	寛永19	1642	午		10	22 周防(印)		状1
246	■(丑カ)歳野々宮村免相定事	寛永14	1637	丑		12	8 周防(印)		状1
247	卯歳野々宮村免相定事	慶安4	1651	卯		11	19 周防		状1
248	(寛 発駕のため、入用銀借用ならびに、その返済方取り決め)	(近世)				11			状1
249	戌歳野々宮村免相定事	寛永11	1634	戌		11	12 周防(印)		状1
250	卯歳野々宮村免相定事	寛永16	1639	卯		11	7 周防(印)		状1
251	巳歳野々宮村免相定事	寛永18	1641	巳		11	20 周防(印)		状1
252	一札(召使の者が東條の用水樋の錠を開けて十一村藤助田地へ水を入れたことにつき謝り)	嘉永7	1854	寅		7	10 十一村藤助(印)	野々宮村御役人中	状1
253	酉歳野々宮免相■(定カ)之事(破損甚大)	正保2	1645	酉		10	12 周防(印)		状1
254	(年貢免定)(前欠、破損甚大)	寛永17	1640	辰		12	5 周防(印)		状1
255	覚(小字別高書上につき)(包紙 No.255~No.266包紙一括、No.255~No.283こより一括)	(近世)							包紙1
255-1	諸帳面請取書覚	天保10	1839	亥		10	野々宮村吉三郎(印)他1名	同村市太郎	横1
256	(絵図 番田悪水井路、五位庄悪水井路、安威川筋等)	(近世)							絵図1
257	乍恐口上(新規井路掘立に関する嶋村・野々宮村百姓の反対に対し、庄屋出頭の上回答)	弘化2	1845	巳		11	25 庄屋太郎兵衛	御奉行	状1
258	一札(善蔵不当の品買ひ合わせのため、商停止の上本家へ同人を引き取るよう指示がでたが、本家は多人数のため、分家で店を出したき旨を願い、聞き届けられ謝辞につき)	弘化3	1846	午		8	野々宮村善右衛門(印)他2名	同村御役人中	状1
259	一札(野々宮村氏神緒普請につき)	天保14	1843	卯		8	内瀬村大工栄助(印)	野々宮村役人中、御氏子中	状1
260	乍恐口上(新規井路造営の説得を村内百姓に行つた際の、百姓要望につき)	弘化2	1845	巳		5	16 野々宮村庄屋太郎兵衛(印)他1名	御支配	状1
261	乍恐御訴申上候(洪水のため堤切につき、その修復に関する出入)	享保3	1718	戌		9	5 野々宮村庄屋五郎兵衛(印)他7名	御奉行	状1
262	安威川井玉川筋川廣ヶ川床堤敷敷田地請取帳	元禄13	1700	辰		3	11 越知権之丞様知行所野々宮村庄屋市平(印)他1名	永井豊熊様御知行所野々宮村庄屋五郎兵衛他1名	豎1
263	安威川井玉川筋川廣ヶ川床堤敷敷田地請取帳	元禄13	1700	辰		3	11 長谷川周防守様知行所野々宮村庄屋喜右衛門(印)他1名	永井豊熊様御知行所野々宮村庄屋五郎兵衛他1名	豎1
264	乍恐口上(新目論見普請につき、出作の者への説諭ならびに代地の諸役負担免除願ひにつき)(No.260と関連カ)	弘化2	1845	巳		5	20		状1
265	乍恐口上(新井路造営ならびに村ごとの圍切の弊害歎願につき)(No.260、264と関連カ)	弘化カ							状1
266	安威川井玉川筋川廣ヶ川床堤敷敷田地請取帳	元禄13	1700	辰		3	11 石河蔵人様知行所野々宮村庄屋権右衛門(印)他1名	永井豊熊様御知行所野々宮村庄屋五郎兵衛他1名	豎1
267	覚(紛失物書上げにつき)(No.267-1こより一括)	(近世)							横1
267-1	乍恐口上(蔵戸開け放しのため、蔵の中の品紛失につき)(No.267と関連カ)	(近世)					惣左衛門他1名	御奉行	状1
268	乍恐口上(縫の倅国忝井路にはまり死去のため埋葬願ひにつき)	文久1	1861	酉		6	11 野々宮村庄屋喜一郎他1名	御奉行	状1
269	笹刺組肝煎以来取締(見分の際は手弁当にし、また入用は庄屋手形とすること等取り決め)	(近世)				2	笹刺方肝煎		状1
270	一札之事(井関安威川字落合の井関を土俵関から板関に変更したき旨につき)	安永2	1773	巳		閏3	下田辺村庄屋治兵衛印他22名	野々宮村庄屋淺右衛門他3名、御年寄中	状1
271	覚(虚無僧取り締まりにつき)	寛政5	1793	丑		3	京都虚無僧本寺明暗寺院代寛哲	永井日向守様御領分摂州嶋下郡野々宮村庄屋年寄百姓中	状1
272	一札(国忝の死因病死として処理する旨につき)(No.268と関連カ)	文久1	1861	酉		6	11 野々宮村非人番(印)	村方御役人中	状1
273	申合一札之事(大坂三郷の下尿摂河314ヶ村直請につき諸事規定)	明和6	1769	丑		5	摂州東成郡般若寺村庄屋忠兵衛他29名		状1
274	乍恐口上(野々宮村高内印につき)	嘉永5	1852	子		9	野々宮村百姓惣代房太郎(印)他7名	御奉行	状1
275	仕渡申証文之事(安威川・玉川広げによる代替地取り決めにつき)	元禄13	1700	辰		3	13 永井豊熊様御知行所鳥養上村庄屋治右衛門印他6名	永井豊熊様御知行所野々宮村庄屋五郎兵衛他1名	状1

摂津国島下郡野々宮村西岡家文書目録

番号	表題	年代	西暦	干支	月	日	作成	受取	形数
276	乍恐御訴訟(御用人足継立勘定出入につき)	文久3	1863	亥		9	29 (東海道枚方宿助郷河内国交野郡、茨田郡、讀良郡御料私領入組28ヶ村惣代大久保加賀守殿領分河州交野郡坂村庄屋)右八右衛門印他3名	西御奉行	豎1
277	宗旨手形之事	弘化2	1845	巳		7	天満七丁目浄蓮寺(印)他2名	野々宮村御役人中	状1
278	乍恐口上(番田井路筋より安威川筋別府濱までは新規通船停止にも関わらず、通船があり、訴訟につき)〈端裏書「此迄通者三嶋江村唐崎村両村が高槻土砂方様へ願下ヶ之書付之写二御座候」〉	文化14	1817	丑		8	10		状1
279	御達書(村方心得触書)	天保14	1843	卯		閏9	郡奉行	鳥飼組村々庄屋年寄中	豎1
280	乍恐口上(本年米作綿作とも凶作のため、綿作についても用捨願につき)〈端裏書「上 野々宮村」〉	嘉永3	1850	戊		10	野々宮村百姓惣代宗右衛門他6名	御奉行	状1
281	(願書 雇人足銀嵩み難渋のため助人足免除願につき)	(近世)							状1
282	差上申一札之事(西鯨尾用水樋を伏替えたが、大工が目測を誤り、短い樋となったことにつき、諸事取り決め)	(近世)					両組庄屋年寄印		状1
283	(絵図 安威川筋村々水利関係につき)	弘化3	1846	午		2	3 野々宮村庄屋太郎兵衛扣		絵図1